

論文審査の結果の要旨

論文題名

戦時下日本における娯楽統制の研究 ―音楽統制を中心に

論文審査の要旨

〔論文の概要〕

本論文の主題は、1937年の日中戦争勃発前後から敗戦後の1945年10月までの時期における音楽を中心とする大衆娯楽に対する政府の統制である。

戦時下の大衆娯楽に対する統制に関する従来の研究に対して、本論文は次の4つの観点から独自性を主張している。

第1は大衆娯楽統制に関わる主体相互の力学である。1990年代以降の研究は、戦時下の娯楽には官僚、業者、製作者、観客、教育者などの多様な主体が関与したことを明らかにしている。しかしながら、各主体間の相互力学に対して分析が及んでいない。その結果、2010年代に至っても、大衆娯楽統制は政府対業者という固定的な二項対立図式で描かれている。この図式を修正するには主体相互の力学の観点から大衆娯楽統制を分析する必要がある。

第2は統制に対する娯楽の受容者の動向である。統制に関わる諸主体のなかで、レコードやラジオなどの聴取者、映画や舞台興行などの観客は、これまでほとんど分析の対象とされることがなかった。しかしこれらの聴取者や観客は、政府による「指導」や「禁制」に関して、新聞や放送局、官庁に向けて投書をとおして意見表明を能動的に行う存在だった。こうした意見表明を行うのは、大衆や指導的知識人とは区別される社会階層＝中間層「亜インテリ」（丸山眞男）だった。このような中間層の言動は、投書の形をとおして、統制に影響を及ぼした。中間層は娯楽統制をめぐる能動的な主体だった。

第3は統制する側の受動的な態度である。本論文が分析の対象とする戦時下の大衆娯楽は、1920年代に勃興した新興のメディアであり、それゆえ統制当局の関心も高くはなかった。統制当局は、社会問題化した大衆娯楽に対して、事後的に措置を講じることが多かった。社会問題にならなければ、取り締まりも行われなかった。現代劇であれば取り締まりの対象になる性的な場面であっても、それが歌舞伎などの古典芸能であれば、統制当局は見逃していた。新興メディアに対する統制は、問題化した時の事後的対応の色彩が強かった。

第4は敗戦直後の政府による統制の動向である。先行研究は戦争末期と占領期を主な分析の対象時期としていて、その間の時期の動向が不明になっている。敗戦後も日本政府による統制は1945年10月まで続いた。敗戦直後の社会的な混乱状況のなかで、大衆娯楽に期待された役

割を確認しながら、この時期の統制の特徴を考察する必要がある。

本論文は以上の4つの観点に立って、大衆娯楽の受容層の動向を踏まえながら、戦時下から敗戦直後の時期までの統制の意思決定過程と政策の有効性の分析を目的としている。

また本論文が依拠する主要な史料は、新聞、音楽専門誌、放送専門誌、国立公文書館所蔵史料や週刊誌、娯楽雑誌、日本放送協会の内部資料などであり、なかでも新聞・雑誌に掲載された投書が重要な史料となっている。

*

本論文は全六章の構成であり、このほかに序章と終章、初出一覧、参考文献リストがついている。全六章の各章の概要は以下のとおりである。

第一章 検閲官の思想と行動—警視庁保安部保安課興行係の場合—

この章は戦時下の警視庁保安部保安課興行係による大衆喜劇などの娯楽統制を中心に、運用面からの文化芸術に対する統制を分析している。検閲官たちの思想と行動の内在的な理解をとおして、この章は当時の演劇や映画に対する統制には対象を積極的に「保護育成」する意図があったことを明らかにする。

たとえ戦時下であっても、検閲官たちにとってめざすべきは映画や演劇の「向上」だった。彼らは加害者の立場に立っていただけではなかった。彼らの行動は映画や演劇に対する他の主体からの攻撃から映画や演劇を「保護」する機能を果たしていた。検閲官たちの統制の発想の根底にあったのは、欧米の文化芸術に偏した「芸術至上主義」だった。検閲官たちは、「芸術至上主義」、「教養主義」的な考え方から大衆に迎合する娯楽の「向上」を図るために統制を行っていた。

第二章 「民意」による検閲—『あゝそれなのに』から見る流行歌統制の実態—

1936(昭和11)年12月、作詞=星野貞志(サトウハチロー)・作曲=古賀政男・歌手=美ち奴の流行歌『あゝそれなのに』がテイチクから発売された。翌年上半期の売り上げが50万枚以上の大ヒットとなった。

検閲官たちは大衆娯楽に対して批判的だった。彼らの姿勢は受容層の市民の一部=中間層も共有していた。中間層は検閲官たちの判断を支え、圧力をかけることすらあった。本章は流行歌『あゝそれなのに』をめぐる中間層の動向の分析を主題としている。

大ヒット曲『あゝそれなのに』に対する取り締まりや放送禁止措置は、受容層の中間層あらのクレームに端を発していた。統制当局は中間層の「民意」を政策に反映させなければならなかった。中間層とは「投書階級」のことでもあった。「投書階級」は自己を大衆から差別化する目的で投書に訴えていた。流行歌の消費のされ方を問題視した「投書階級」の意見表明は、統制当局による取り締まりの大義名分として利用された。統制当局は業者に「自発的」な規制を求め、あるいは放送紳士処分にした。

第三章 日中戦争期の「洋楽の大衆化」と「洋楽排撃論」に対する日本放送協会、内務省の動向

日中戦争の拡大に伴って、検閲が強化される。検閲の強化によって、流行歌を批判する投書の存在感は薄れる。他方でジャズや西洋クラシック音楽などの「洋楽」に対する批判の当初が増加する。本章はこの「洋楽排撃論」を考察の対象としている。

「洋楽排撃論」が影響力を持つようになったのは戦時期だった。戦時下の「洋楽排撃論」は「日本精神に反する」といった「保守的な排外主義的な」言説と結びついた。

しかし「洋楽排撃論」の目的の達成は限定的だった。検閲官たちの「芸術至上主義」や「教養主義」が目的の達成の妨げになったからである。さらに検閲官たちの娯楽統制に対する受動的な態度と事後的な措置の仕方によって、「洋楽排撃論」は思い通りにいかなかった。この傾向は日米開戦後も続いた。

第四章 太平洋戦争期の流行歌・「ジャズ」の取締り—音楽統制の限界—

1941年12月の日米開戦後も流行歌や「ジャズ」の消費は継続した。投書者や評論家の批判を背景に、内務省や情報局による取り締まりが強化された。しかしながら、統制の強化によっても流行歌や「ジャズ」の消費が絶えることはなかった。なぜならば流行歌や「ジャズ」に代わる娯楽を目的とする歌がほかにはなかったからである。無知・無関心による消費の放置もあった。音楽メディアの特性に基づく取り締まりの困難さも要因だった。さらに各省庁レベルでの担当者の保護主義的な姿勢もあった。取り締まりがもっとも強化された1944年時点においても、流行歌や「ジャズ」の消費を完全に統制することは困難だった。ここに音楽統制の限界が示されている。このような状況は、戦況の悪化が決定的になるまで継続した。

第五章 太平洋戦争末期の娯楽政策—興行取締りの緩和を中心に—

この章は1944年7月のサイパン島陥落後に成立した小磯(国昭)内閣期から敗戦までの時期の娯楽政策とその実効性を考察する。

小磯内閣期の娯楽政策は興行内容の取り締まりを緩和した。しかしこのような緩和姿勢は前内閣からの踏襲であって、何らの画期となるものではなかった。戦況の悪化は興行内容や興行形態の統制緩和措置をもってしても、士気の昂揚という政策目標の達成を阻んだ。娯楽をとおして国民の士気を昂揚させる政策は行き詰った。

この間、中間層(「投書階級」)の影響力も減退した。中間層は意見表明ができるほどの生活の余裕を失っていた。投書の掲載欄も縮小していた。投書による大衆娯楽批判は統制当局に対する訴求力が弱くなった。

第六章 敗戦直後の娯楽政策—東久邇宮内閣期を中心に—

この章は敗戦直後の10月までの娯楽政策が主題である。政府は秩序維持と国民の士気を高める目的で娯楽興行の再開を都道府県に指示した。再開後の娯楽は、当たり障りのない「純娯楽もの」となった。興行の観客は復員者や軍需産業の失業者が多く、動員数も増加傾向を示した。

この娯楽政策の目的は、国民に慰安や気晴らしを提供することによって、秩序を維持しつつ、社会不安が起きないようにすることだった。

さらに中間層は娯楽に対する批判姿勢を保持していたとしても、娯楽を求めて興行施設に押しかける大衆に対して影響力を持ち得なかったのである。

[審査の方法]

論文の査読と口頭試問の方法によって審査を行った。

〔内容の評価〕

本論文は以下の3点において、研究の独自性を主張することに成功している。

第1は分析枠組みの斬新さである。近代日本における統制・検閲を主題とする研究は、長らく二項対立図式（たとえば検閲官対業者）の枠組みによって分析されてきた。対する本論文は統制・検閲に関わる主体相互の力学の視点を導入している。この分析枠組みは統制・検閲をめぐる政策と措置が各主体による相互影響の結果として、決定に至ったことを明らかにする上で有用性が高い。そこからさらに本論文はメディアの受容層が受動的な存在ではなく、能動的な存在として、統制・検閲する側に働きかけていた事実を照射する。ここに本論文は独創的な知見を提供している。

第2は史料読解の着眼点の鋭敏さである。本論文は新聞・雑誌等に掲載されていた投書に注目し、投書の系統的な読解をとおして、これまでほとんど看過されていた統制・検閲の別の側面を分析している。本論文は、日本放送協会の雑誌が指摘する次の一節を巧みに取り込んでいる。「新聞の世論的機能がラヂオに対し強制力を持つて居り、一通の投書には多数の支持者があるといふ客観的価値が加味されてゐる」。本論文の投書の系統的な読解は「投書階級」の存在を浮かび上がらせる。「投書階級」としての社会的な中間層が統制・検閲に対して能動的に関与している実態を詳細に明らかにした本論文の学術的な貢献は高く評価されるべきである。

第3は研究の学際性である。従来の研究は主に狭義の政治学が国家による統制・検閲を論じてきた。対する本論文は、1920年代から始まる大衆社会状況を議論の前提としていることからわかるように、社会史の知見を反映させている。また本論文の分析対象がレコード・ラジオ・映画・ショービジネスと多岐にわたることから、メディア史や音楽史、映画史、演劇史にまで研究の視野を広げている。本論文はこれらの関連する研究の諸分野を総合することで学際的な研究として、戦時下の統制・検閲の全体像を提示している。

以上の3点から本論文に対して積極的な評価を与えるべきだろうが、しかしいくつかの看過しがたい問題点を指摘することができる。

第1は国際比較の視点の欠如である。本論文がどれほど精緻な分析を展開しても、国際比較を行わなければ、それが日本独自の統制・検閲であるとはいえない。たとえばドイツのような教養ある市民層がナチズムを支持したこととの比較があれば、日独の「自前の全体主義」の様相が明らかになったかもしれない。

第2は論文の構成がわかりにくい。第二、三、四章が音楽統制を扱っているのに対して、第一、五、六章は演劇・映画統制を扱っている。すべての章で音楽・演劇・映画統制の展開を追跡する必要があった。そうしなければ統制・検閲の歴史的な展開過程の特徴を析出することが不十分になってしまうからである。

第3は分析の対象とするアクターの問題である。本論文は統制・検閲する側の主体として、もっぱら検閲官を扱っている。しかしたとえば国民精神総動員運動は文部省と内務省が共同して主導していた。この点を考慮すれば、統制・検閲する側のアクターの数を増やすべきだった。

なお関連年表が付属していれば、個別論文の集成としての本論文が持つ構成上の難点を補えたように思われる。

これらの問題点は重大な欠点というよりも、今後も研究を進展させることで克服すべき論点

であって、すでに指摘した本論文の独自性を損なうものではなく、広く政治学研究に貢献する
だろう。

〔結論〕

以上によって、審査委員会は全会一致で本論文が博士（政治学）の学位に値するとの結論に
達した。

論文審査主査	井上 寿一	教授
	坂本 孝治郎	教授
	中田 喜万	教授
	数土 直紀	教授